

◆ 特集：公共調達における新たな取り組み ◆

公共工事における総合評価方式の取り組みについて

堤 達也* 伊藤弘之** 塩崎修男***

1. はじめに

国土交通省においては、競争参加者に技術提案を求める、これらと価格を総合的に考慮して落札者を決定する総合評価方式を平成11年度より試行してきたが、平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という）を踏まえ、総合評価方式のより一層の活用促進に努めている。

国土技術政策総合研究所においては、従前より総合評価方式の事例を収集・分析し、「公共工事における総合評価落札方式の手引き・事例集」を作成してきた。また、「公共工事における総合評価方式活用検討委員会」を設置し、先般「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という）をとりまとめたところである。

ここでは、国土交通省におけるこれまでの総合評価方式の取り組み状況を報告するとともに、ガイドラインの概要及び総合評価方式の今後の展開について紹介する。

2. これまでの取り組み状況

2.1 総合評価方式の試行状況

国土交通省においては、平成11年度より大規模かつ難易度の高い工事を対象に総合評価方式を実施しており、①ライフサイクルコストを含めた総合的なコストの縮減、②工事目的物の性能・機能の向上、③環境の維持や交通の確保等の社会的要請への対応、の3つの観点から競争参加者に技術提案を求めてきた。

事業別試行件数を表-1に示す。試行当初は、性能等の向上に必要なコストや性能等の向上に伴う効果を総合評価管理費として計上する方法と、総合評価管理費は計上しないものの、必要なコスト

や得られる効果の度合いに応じて加算点の設定を行う方法により試行していたが、性能等の向上に必要なコストや得られる効果を定量的に把握し、総合評価管理費や加算点として設定することが可能な項目が限られていたことから、総合評価方式の試行は限定的であり、平成11年度から13年度までの3年間では合計43件にとどまっていた。

このため、平成14年6月に、総合評価管理費を計上しない場合に限り、標準点（最低限の要求要件を満たしている場合に与えられる点数）を100点、提案内容に応じた加算点の満点を標準的に10点として評価を行う運用試行案が通知（以下「新通達」という）され、コストや効果を定量的に把握することが困難な社会的要請への対応に関する項目等についても技術提案を求めることが容易となった。また、全工事発注金額の2割程度以上に総合評価方式を適用することを目標としたことから、14年度以降、試行件数が大幅に増加した。14年度以降の評価方法別の内訳を表-2に示すが、新通達を適用している案件が約9割を占めている。

評価項目の設定状況を表-3に示す。新通達により様々な評価項目を総合評価の対象とすることが可能になり、特に社会的要請に関する事項を評価項目として設定している事例が多い。工事内容、工事箇所や周辺の特性を踏まえ、住民や公共施設ユーザーの方々の要望等に幅広く応えるための技術提案を募集し、工事に反映させることができたことについては新通達に一定の効果があったといえる。

一方、新通達は性能等の向上に必要な総合評価

表-1 事業別試行件数

事業	全事業	河川	海岸	砂防	道路	ダム	営繕	公園
16年度件数	411	75	1	27	258	26	24	0
15年度件数	559	105	6	25	362	23	35	3
14年度件数	452	77	3	20	299	29	24	0
11~13年度件数	43	6	0	0	31	5	1	0
合計	1,465	263	10	72	950	83	84	3

管理費を計上せずに性能等のさらなる向上に関して技術提案を求めており、民間の技術提案の意欲・技術競争をさらに促進することが課題となっていた。

また、16年度に新通達を適用し、加算点の満点を10点と設定している工事384件について、落札者を分類すると、最優秀技術提案者かつ最低価格者が落札した71%を含めて、最低価格者が落札したケースが93%を占めている。結果として技術提案の評価が落札者の決定にはほとんど寄与しておらず、総合評価方式がうまく機能していないことがわかった。

2.2 効果と課題

各地方整備局の担当者へのアンケート調査結果を踏まえ、これまでの総合評価方式の効果と課題について整理すると以下の通りである。

2.2.1 効果

- (1) 企業の技術力の活用や技術力の高い受注者の選定により、品質の向上、コスト縮減、早期完成等の効果が見込める。
- (2) 工事の品質確保に対する意識向上に寄与する。
- (3) 技術提案のための検討、技術審査・評価等を通じて、発注者及び受注者の技術力の向上が図られる。
- (4) 公正な受注競争による不良不適格業者の排除につながる。
- (5) 環境対策等の取り組みが地元（第三者等）に対するPRになる。

2.2.2 課題

- (1) 入札・契約手続における発注担当者及び技術提案に係わる受注者の負担が大きい。また入札・契約手続の期間が長く、適正な工期の確保に影響する。
- (2) VE提案を必要とする適用対象工事が必ずしも多くない。
- (3) 技術提案内容の高度化に対し、発注者に高い審査能力及び審査体制の強化が求められる。また中小企業向けの技術力向上の対策が必要

表-2 評価方法別試行件数

	16年度		15年度		14年度	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
管理費計上型	16	4	22	4	45	10
管理費非計上型	2	0	7	1	25	6
新通達	393	96	530	95	382	84
合計	411	100	559	100	452	100

表-3 評価項目の設定状況

	評価項目	16年度	15年度	14年度
総合的なコストに関する事項	ライフサイクルコスト	9	37	26
工事目的物の性能・機能に関する事項	性能・機能	248	238	142
社会的要請に関する事項	環境の維持	253	330	217
	交通の確保	138	199	174
	特別な安全対策	92	137	107
	省資源対策又はリサイクル対策	28	95	50
	合計	768	1,036	716

である。

- (4) 評価項目及び評価のウェイト等、評価基準の設定が難しい。また、コスト換算できない評価項目の説明が困難である。
- (5) 技術評価の比率が小さい（加算点10点を標準）ため、結果として価格により落札者を決定することが多い。

3. 品確法の成立とガイドラインの策定

3.1 経緯

平成17年4月に施行された品確法において、公共工事の品質は「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」と規定されており、公共工事の品質確保のための主要な取り組みとして総合評価方式の適用を掲げている。

国土交通省においては、従来、大規模かつ難易度の高い工事を対象に総合評価方式を試行してきたところであるが、公共工事全体の品質の確保のためには、より小規模で難易度の低い工事においても総合評価方式を適用していくことが求められ

ている。

このため、国土技術政策総合研究所において、総合評価方式のより一層の活用促進を図ることを目的に平成17年5月に「公共工事における総合評価方式活用検討委員会」(委員長：小澤一雅東京大学大学院工学系研究科教授) (以下「委員会」という) を設置し、9月に委員会の成果として「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン」をとりまとめた。

委員会においては、これまで試行してきた総合評価方式の課題をも踏まえ、より規模の小さな工事やより難易度の低い工事に総合評価方式を活用するため、従来実施してきた総合評価方式よりも簡便に実施できる手法について主に検討を行い、新たに「簡易型」の総合評価方式を提案した。

3.2 ガイドラインの概要

ここでは、簡易型を中心にガイドラインの概要を紹介する。なお、ガイドラインは国土技術政策総合研究所のホームページ (<http://www.nilim.go.jp/>) からダウンロードできるので参照されたい。また、本ガイドラインを踏まえ、国土交通省直轄工事において品質法に基づき品質確保を図っていく上で

のガイドラインとして「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン」(<http://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatu/keiyaku.html>) が策定されている。

3.2.1 総合評価方式の選択

特に小規模な工事を除き、すべての公共工事において総合評価方式を適用することを基本とし、公共工事の特性（規模、技術的な工夫の余地）に応じて、以下のいずれかの総合評価方式を選択するものとした(図-1参照)。

(1) 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事において、施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績等に基づく技術力と価格との総合評価を行う。

(2) 標準型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、発注者の求める工事内容を実現するための施工上の技術提案を求める場合は、安全対策、交通・環境への影響、工期の縮減等の観点から技術提案を求め、価格との総合評価を行う。

(3) 高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、構

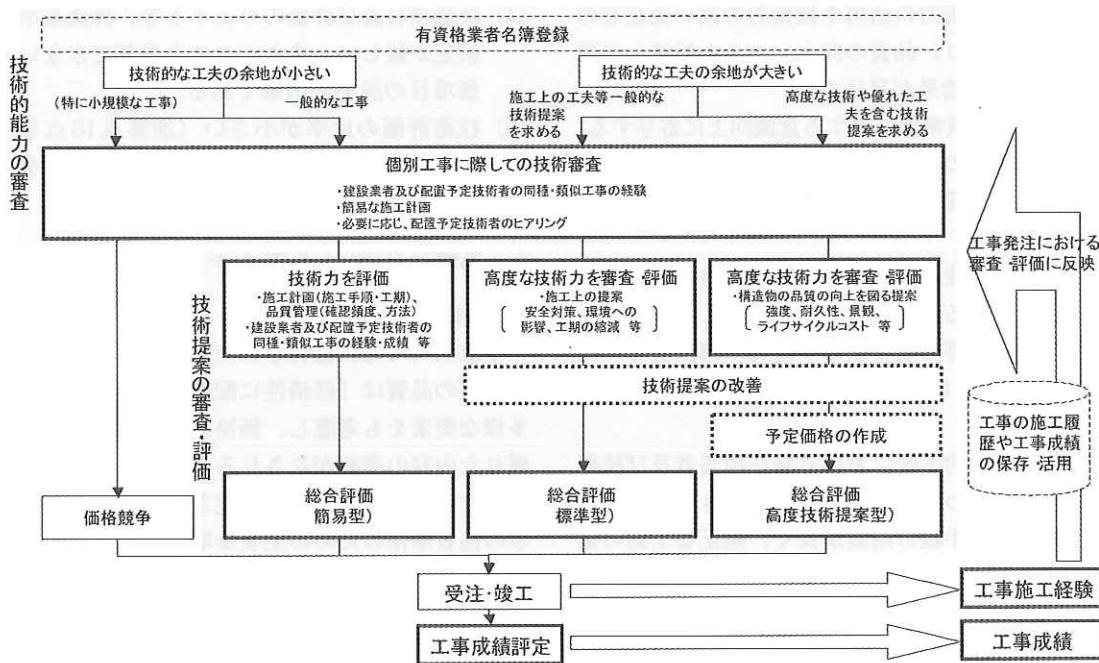


図-1 公共工事における技術力の評価・活用

造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合は、例えば、設計・施工一括発注方式(デザインビルド方式)等により、工事目的物自体についての提案を認める等、提案範囲の拡大に努め、強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、景観との調和、ライフサイクルコスト等の観点から高度な技術提案を求め、価格との総合評価を行う。

3.2 技術的能力の審査

まず価格競争を含めてすべての公共工事を対象に、表-4に示す項目について技術的能力の審査

を行う。また、必要に応じて、配置予定技術者を対象にヒアリングを実施する。審査の結果、審査基準を満たしていない場合には、当該企業の競争参加資格を認めないものとする。

3.3 簡易型における審査・評価

近年、公共工事における不良工事が増加する傾向にあり、十分な性能・機能が確保できない、施工不良に伴う補修工事等により通行を規制する、供用開始時期が遅れる、あるいは工事に伴う騒音・振動対策が不十分である等の社会的便益の損失が大きい事例も見受けられる。簡易型を適用す

表-4 技術的能力の審査基準

審査項目		審査基準	
施工計画 (少なくともいずれか 一つの項目を審査)	工程管理に係わる 技術的所見	・工事の手順が適切であること ・各工程の工期が適切であること	
	材料の品質管理に 係わる技術的所見	・コンクリートや鋼材溶接部等の品質の確認方法、管理方法が適 切であること	
	施工上の課題に対する 技術的所見	・発注者が指定した施工上の課題への対応が適切であること	
	施工上配慮すべき事項	・施工上配慮すべき事項及び配慮方針が適切であること	
企業の施工実績	同種・類似工事の 施工実績	・企業が同種・類似工事の施工実績を有すること ・一定の工事成績評点に満たない実績は認めないこともできる。	
	工事成績	・企業の工事成績評点の平均点が一定の点数を満たしていること	
	同種・類似工事の 施工経験	・配置予定技術者が同種・類似工事の施工実績を有すること ・一定の工事成績評点に満たない実績は認めないこともできる。	
配置予定技術者の 能力	工事成績	・配置予定技術者の工事成績評点の平均点が一定の点数を満たし ていること	

(1) 施工計画について

評価項目	評価基準	配点	得点
施工計画の実施手順の妥 当性	工事の手順が適切であり、工夫が見られる	7.5	/ 7.5
	工事の手順は適切であるが、工夫が見られない	0.0	
工期設定の適切性	各工程の工期が適切であり、工期短縮が見られる	7.5	/ 7.5
	各工程の工期は適切であるが、工期短縮が見られ ない	0.0	

(2) 企業の施工実績について

評価項目	評価基準	配点	得点
過去 10 年間の同種・類似 工事の施工実績の有無	同種工事の実績あり	2.0	/ 2.0
	類似工事の実績あり	0.0	

(3) 配置予定技術者の能力について

評価項目	評価基準	配点	得点
主任(監理)技術者の保有 する資格	1 級土木施工管理技士または技術士	1.0	/ 1.0
	2 級土木施工管理技士	0.0	
過去 10 年間の主任(監理) 技術者の施工経験の有無	同種工事の実績あり	2.0	/ 2.0
	類似工事の実績あり	0.0	

(4) 得点合計

得点合計 / 20.0

図-2 簡易型における評価基準及び得点配分の設定の一例

る工事規模が小さいものや難易度が低い工事においては、技術提案の範囲が限定され、公共工事の価値 (Value) の向上を図る一方で、こうした不良工事のリスクを回避するため、発注者が示す標準的な仕様に基づく適切かつ確実な施工がより重要となる。長期的に見れば、確実な施工を行うことにより工事目的物の性能が確保されるとともに、構造物の長寿命化や、長い供用期間にわたる維持管理の軽減にもつながるものである。これにより、国民にとって供用性・安全性の高い社会資本の確保、将来の維持管理費を含めた総合的なコストの縮減、事業効果の早期発現、工事の円滑な実施等の利益を享受することができる。

したがって簡易型においては、技術的能力の審査に用いた技術資料のうち、施工計画における工程管理や品質管理に関する資料を技術提案として評価することとしている。また、企業の施工実績や地域に関する知見等、適切な項目を評価項目として追加することもできる。評価基準及び得点配分の設定の一例を図-2に示す。

3.4 標準型・高度技術提案型における審査・評価

標準型・高度技術提案型を適用する工事規模が大きく、難易度が高い工事においては、従来の総合評価方式を踏襲し、発注者が示す標準的な仕様に対して技術提案を求めることにより、企業の優れた技術力を活用し、公共工事の価値 (Value) をより高めることができる。したがって、総合的なコストの縮減や工事目的物の性能・機能の向上、社会的要請への対応に関する技術提案を求め、提案の実現性や安全性等について審査・評価を行う。

また、品確法に基づき、技術提案の改善や、高度な技術提案を求める場合に技術審査の結果を踏まえた予定価格の作成ができることとしている。

3.5 総合評価による落札者の決定

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。評価値の算出方法としては、表-5に示す除算方式又は加算方式を基本とする。

なお、除算方式を用いる場合には、加算点の満点を10~50点の範囲で決定することとしている。これは上述したように、新通達において加算点10点を標準としていたが、結果として価格により落札者が決定する場合が多いことから技術提案の評価割合を拡大したものである。

3.6 その他の留意事項

落札者決定に反映された技術提案の履行を担保する必要があること、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うため、学識経験者の意見を聴くこと、手続の透明性・公平性を確保するため、評価基準や落札者の決定方法、評価及び落札結果等を公表することを留意事項として示した。

4. 今後の展開

委員会においては、簡易型を中心に議論がなされ、ガイドラインとしてとりまとめられた。一方、難易度が高い工事に適用する高度技術提案型については、品確法で定められた手続の具体化が課題として残されている。また、現在、各地方整備局において総合評価方式を積極的に適用していると

表-5 除算方式と加算方式の概要

	除算方式	加算方式
評価値の算出方法	評価値 = 技術評価点／価格 = (標準点 + 加算点) / 価格	評価値 = 価格評価点 + 技術評価点 ※価格評価点の算出方法の一例 ① $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$ ② $100 \times \text{最低価格} / \text{入札価格}$
技術評価点の設定	標準点を100点、技術提案等に応じた加算点の満点を10~50点の範囲で決定する。	技術評価点の満点を10~30点の範囲で決定する。
特徴	・ Value for Money の考え方によるものであり、技術提案により工事品質のより一層の向上を図る観点から、価格あたりの工事品質を表す指標。 ・ 入札額が低い場合には、評価値に対する価格の影響が大きくなる傾向がある。	・ 価格のみの競争では品質不良や施工不良といったリスクの増大が懸念される場合に、施工の確実性を実現する技術力によりこれらのリスクを低減し、工事品質の確保を図る観点から、価格に技術力を加味した指標。

表-6 平成17年度における総合評価方式の実施件数 (H17.11.30現在)

部局	公告時期			第1四半期			2四半期			3四半期			簡易型	標準型	高度型	合計
	簡易型	標準型	高度型	小計	簡易型	標準型	高度型	小計	簡易型	標準型	高度型	小計				
本省	—	—	—	—	—	—	—	—	4	—	4	—	4	—	—	4
北海道	—	41	—	41	—	27	—	27	—	8	—	8	—	76	—	76
東北	—	10	—	10	—	23	1	24	12	15	1	28	12	48	2	62
関東	—	4	—	4	3	25	1	29	16	15	—	31	19	44	1	64
北陸	—	7	—	7	3	17	—	20	72	4	1	77	75	28	1	104
中部	—	1	—	1	18	1	19	22	9	1	32	22	28	2	52	
近畿	—	27	—	27	—	20	—	20	4	21	—	25	4	68	—	72
中国	—	10	1	11	—	21	—	21	—	17	—	17	—	48	1	49
四国	—	4	—	4	1	4	—	5	23	2	—	25	24	10	—	34
九州	—	10	—	10	—	12	—	12	—	19	—	19	—	41	—	41
沖縄	—	—	—	—	—	6	—	6	4	3	—	7	4	9	—	13
合計	—	114	1	115	7	173	3	183	153	117	3	273	160	404	7	571

※対象案件は、一般競争入札及び公募型指名競争入札の対象工事（港湾空港、農業水産関係を除く）で手続を開始したものである。

ころであり、今後、実施状況を踏まえ、フォローアップを行うことが重要である。

これらの課題について検討することを目的に、12月に委員会を再開した。平成17年度内に2回程度開催し、高度技術提案型の具体的な手続についてとりまとめ、来年度以降引き続き検討を行う予定にしている。委員会における今後の検討課題について以下に紹介する。

4.1 高度技術提案型の具体化

高度技術提案型の総合評価方式を実施するにあたり、品確法第13条に基づく技術提案の改善や、第14条に基づく技術提案の審査の結果を踏まえた予定価格の作成について検討を行い、高度技術提案型総合評価方式の具体的な手続についてとりまとめる。

4.2 より技術力を重視した入札・契約方式の導入に向けて

海外を中心にして利用されている「二封筒方式」、「交渉方式」等を参考に、より技術力を重視

して契約の相手方を決定する入札・契約方式の導入の可能性や具体的な手続について検討する。

4.3 総合評価方式のフォローアップ

平成17年度における総合評価方式の実施件数を表-6に示す。ガイドラインの策定後、第3四半期において簡易型を中心に件数が大きく増加し、既に昨年度の実施件数を上回っている。

今後、適宜フォローアップを行い、総合評価方式の課題やガイドラインの改善点等を検討する。

5. おわりに

国土技術政策総合研究所においては、今後も総合評価方式の事例の収集・分析を通じて、適宜必要な改善を図るとともに、各地方整備局を始め、公共工事の発注に携わる担当者にとって参考となる情報を提供していくことにより、総合評価方式の活用促進に努めていきたいと考えている。

堤 達也*



国土交通省国土技術政策総合研究所総合技術政策研究センター建設マネジメント技術研究室主任研究官
Tatsuya TSUTSUMI

伊藤弘之**



国土交通省国土技術政策総合研究所総合技術政策研究センター建設マネジメント技術研究室長
Hiroyuki ITO

塙崎修男 ***



国土交通省国土技術政策総合研究所総合技術政策研究センター建設マネジメント技術研究室交流研究員
Nobuo SHIOZAKI